

一. はじめに

1. 本調査の主旨・目的

中国において権利者は、模倣品対策を行う上で、工商行政管理局（AIC）や質量技術監督局（TSB）のような行政機関を通して摘発を実施している。摘発実施後は、これら当局から行政処罰決定書が発行されるが、それはあくまでも、当局が摘発を実施した模倣業者に対して発行する形式を取っており、必ずしも権利者に対して積極的に情報提供されているとは言い難い面がある。現状はむしろ、権利者（もしくは権利者からの委託を受けた代理人）が当局に対して、積極的に働きかけることによって、処罰決定に関する情報の入手ができていくケースも多い。

この処罰決定情報を取得する方法については、ホットライン（TSB の 12365 通報システム）や政府情報公開条例を利用する方法等が考えられるが、本調査においては、政府情報公開条例の利用に大きく着目し、処罰決定情報の開示申請を実際に進めることによって、法制度等や実態を調査し、その有用性がどの程度あるのかを明らかにし、これらを以下に紹介することとする。

2. 本調査結果のまとめ

ジェトロ北京からの募集に対し、政府情報公開条例を利用して処罰決定情報の開示を希望する権利者からの調査案件が149事例あったため、その全ての事例を調査対象とした。149事例を管轄する全44当局に対して、まずは電話やファックス等によるヒアリングを実施した結果、当局は以下の4分類に区分された。

	事例数	当局数
① 情報開示請求手続を取らなくても、連絡をもらえれば、処罰情報を開示すると回答した当局	62 事例	18 当局
② 情報開示請求手続を取れば、個別に開示の可否を検討し開示できる可能性があると回答した当局	36 事例	19 当局
③ 情報開示請求手続を取っても、個別の行政摘発案件については、開示することができないと回答した当局	46 事例	7 当局
	以上、149 事例	以上、44 当局

④ 連絡が取れなかった当局	5 事例	4 当局
---------------	------	------

上記②で挙げられた36事例/19当局の調査案件中、権利者等の意向等により最終的に17事例/12当局の案件に対して情報開示申請手続を実施したところ、最終的に8事例/7当局の案件について情報公開がなされ、関連書類の開示がなされた。

	事例数	当局数
権利者からジェトロへの情報開示申請の希望件数	149 事例	44 当局
情報開示請求手続を取れば、個別に開示の可否を検討し、開示できる可能性がある旨、回答した件数（上記②に該当）	36 事例	19 当局
権利者が当局に、情報開示申請手続を実施した件数	17 事例	12 当局
当局から権利者に回答があった件数	17 事例 (申請実施件数比：100%)	12 当局 (申請実施件数比：100%)
<u>当局より情報開示を受けることができた件数</u>	<u>8 事例</u> <u>(申請実施件数比：47%)</u>	<u>7 当局</u> <u>(申請実施件数比：58%)</u>